

## フランス憲法院の構成

矢口俊昭

はじめに

1958年フランス憲法第7編は違憲審査をその主たる任務とする憲法院 (Le Conseil Constitutionnel) を設けている。この憲法院は「フランス憲法史上に先例がないのみならず、世界の他の憲法に類似例を見出すことも難しい<sup>(1)</sup>」機関である。したがって、単に新憲法の新機関ということ以上に、憲法院は研究者の注目の的となったようである。

わが国においても、第5共和制発足当初からこの新機関の紹介、研究なりが発表されてきた。特に、1971年7月の結社の自由に関する画期的な違憲判決以<sup>(2)</sup> <sup>(3)</sup>

- 
- (1) 深瀬忠一「フランスの憲法院」ジュリスト244号 34頁 (1962年)。同様にファヴォールは次のように指摘している。「少なくとも模範ないし直接的な啓示の源泉をみつけるためにフランス憲法史に目を向けることは無駄である。」L. Favoreu, Le conseil constitutionnel régulateur de l'activité normative des pouvoirs publics, Revue du droit public et de la science politique en France et à l'étranger (以下 R.D.P. と略す) 1967年, p.7.
- (2) 山下建治「フランス司法権についての一試論」立命館法学32号 53頁—72頁 (1960年), 深瀬忠一前掲書, 杉原泰雄「フランスにおける違憲立法審査の歴史と理論」法学研究4号 23頁—114頁 (1962年), 田中館照橋「フランスの憲法審査院」時の法令531号 32頁—35頁, 同532号 49—53頁 (1965年), 同「フランスの裁判所と司法審査制」時の法令 543号 50頁—53頁, 同544号 58頁—61頁 (1965年), 野村敬造, 「フランス憲法と基本的人権」有信堂 45頁—76頁 (1966年), カベレッティ「現代憲法裁判論」有斐閣 (1974年)。
- (3) 判決は Recueil des Décision du Conseil Constitutionnel 1971年, Publié sous le haute patronage du conseil constitutionnel (以下 R.D.C.C. と略す) pp.29—30 (31とミスプリになっている) にある。解説として, 野村敬造「第五共和国憲法と結社の自由」金沢法学 18巻1・2合併号 57頁—76頁 (1973年), 和田英夫「フランス憲法院と人権保障」法律論叢50巻2号 1頁—36頁, 同巻3号 71頁

後は、この判決およびその後の判決の紹介、解説を含めてフランス違憲審査制にかかわる論稿はかなりの数にのぼる。<sup>(4)</sup>

しかしながら、これらの論稿も、1958年以後の憲法院を中心とした違憲審査制の展開を制度の運用および機能の両面から全体的にとらえるに至っていないと思われる。かかる試みを筆者は準備中であるが、その前提として違憲審査機能を担う憲法院の組織、構成面の展開を実証的に明らかにし、それをめぐる問題を概観しておくことは無用ではないと思われる。

なお、この点を中心にフランスでは憲法制定当初から、憲法院の性格づけについて学説上論議がある。ファヴォール (L. Favoreu) およびフィリップ (L. Philip) は、憲法院の創設当初は「学説は憲法院を政治機関ないしせいぜいで政治裁判機関とすることによって、全面的な裁判所性格を否定し」、その後、憲法院の活動と機関を区分し、前者については裁判所性格を承認するに至り、「今日では、憲法院の裁判所性格の認知は……一般的に是認されている。」<sup>(5)</sup>と述べている。しかし、この点の対立は現在もあるようである。このことは、わが国でも著名なビュルドー (G. Burdeau)、オーリュウ (A. Hauriou) そしてデュベルジュ (M. Duverger) の各教科書<sup>(6)</sup>をみれば直ちに明らかとなる。こ

—105頁(1977年)がある。フランスでの本件についての評釈は多いが L. Favoreu, L. Philip, *Les grandes décisions du conseil constitutionnel* (以下 G.D.C.C. と略す) Sirey, 1975年, pp. 267—287 が便利である。

(4) 中村陸男「フランス法における人権の保障」公法研究 32巻211頁—219頁(1976年)、樋口陽一「現代民主主義の憲法思想」創文社 77頁—115頁(1977年)、野村敬造前掲書の外に「フランス憲法評議院と妊娠中絶法」金沢法学 19巻1・2号1頁—25頁(1976年)、同「フランス憲法評議院の最近における二つの判決」金沢法学 20巻1・2号1頁—53頁(1977年)、同「選挙及び国会と内閣の関係に関するフランス憲法評議会の最近の判例」金沢法学 21巻1・2号1頁—49頁(1978年)、和田英夫前掲書の外に「フランス憲法院の改革」法律時報 48巻9号92頁—98頁、同巻10号43頁—50頁、同巻11号163頁—173頁(1976年)、同「大陸型違憲審査制の系譜と問題性」法律論叢 49巻2号1頁—36頁(1976年)、同巻3・4合併号59頁—93頁(1977年)、同「西ドイツ、イタリア、フランスの憲法裁判管見」判例時報 869, 870, 872, 873, 875の各号(1978年)。

(5) L. Favoreu, L. Philip, G.D.C.C., Sirey, 1975年, pp. 31—32.

(6) G. Burdeau, *Droit constitutionnel et institutions politiques*, 17<sup>e</sup> éd., L.G.D.J., 1976, p. 114, それによると、「憲法院が政治機関であるということ。この

の問題には、フランスにおける違憲審査制ないし憲法についての伝統的な考え方という点から、大変心惹かれるのだが、本稿では原則として立ち入らない。けだし、かかる性格確定は唯一構成面からのみ決定されるべきでないからである。

本稿の目的は、先にもふれたように、憲法院がいかなる人によって構成されてきたか、そして現在構成されているかという構成の実態を実証的に明らかにすることにある。また構成問題が惹起してきた問題および現在惹起しつつある問題を概観できれば充分と考えている。かかる問題を扱ったわが国の紹介、研究が未だほとんどないことからも本稿は決して無意味ではないであろう。

## I 審査官とその任命

2つの範疇の審査官 (conseiller) から憲法院は構成される。すなわち、任命による審査官と法上当然の審査官である。

前者は大統領、国民議会議長および元老院議長によってそれぞれ3名ずつ任命される。その任期は<sup>(1)</sup>いずれも9年で、任期満了後は再任されえない。また、

ことは憲法院の権限の性格からくる。」A. Hauriou, J. Gicquel, P. Gélard, *Droit constitutionnel et institutions politiques*, 6<sup>e</sup> éd., Montchrestien, 1975, p. 1092 これによると、「憲法院は曖昧性という徴証 (signe) の下で生まれ、展開している機関である。即ち、その権限は、基本的に、裁判所性格をもつが、その構成員の任命方法および実際の構成では、それは著しく、政治的性格を有する。」M. Duverger, *Institutions politiques et droit constitutionnel*, 14<sup>e</sup> éd., P.U.F., 1976, t. 2, p. 381 これによると、「憲法院は、法律の合憲性および大統領および国会議員の選挙の適法性をコントロールする任を負う一種の政治的最高裁判機関である。」

(7) 唯一和田英夫 前掲の「フランス憲法院の改革(3)」法律時報48巻11号 162頁—169頁、に L. Favoreu, L. Philip, G.D.C.C. の巻末の審査官の表が掲載され、かつ当時の審査官の職歴が挙げられている。

(1) この点で例外がある。カサン (R. Cassin) は前任者であるデレピーヌ (M. Delépine) の死亡に伴い1960年6月18日に任命された。後者は例外的な最初の任命のため3年の任期で任命されたのだが、任命後1年数か月で死亡した。憲法院についての1958年11月7日オールドナンス (N. 58—1067) 12条に従い、カサンはまず前任者の任期を終らせ、その期間が3年以内であったことから、再任命される資格を有し、1962年に9年の任期で実際に再任命されたのである。その結果、彼は1960年から1971年までの約11年間審査官の職にあったことになる。

これと似た例が1977年に生じた。すなわち、1971年に任命されたレイ (H. Rey)

3年ごとに審査官の3分の1ずつが更新される<sup>(2)</sup>。但し、最初に任命された審査官の任期については特例が設けられていた<sup>(3)</sup>。

この種の審査官の任命について、各任命権者はいかなる制限もうけない。すなわち、一方で、審査官に任命されるものの年齢および資格等について法上何らの定めがないと同時に、他方で、各任命権者は審査官の任命を他のいかなる機関の協力なしに、全く自由に行うことができる。したがって、どのような人が実際審査官に任命されてきたかはきわめて興味あるところであるが、それは後述するとして、ここでは任命手続にふれておこう。

上述のように、任命権者は審査官の人選および任命にあたっていかなる拘束、制約も受けないが、逆に、審査官に指名されたものはその就任にあたり、1、2の手続をふむ必要がある。

まず、任命される審査官はその就任前に大統領の前で次のような宣誓を行う必要がある。すなわち、その職務を充足かつ忠実に果たすこと、憲法を尊重し、公平に職務を行うこと、審議および表決について秘密を守ること、および憲法院の権限に属する事項についていかなる見解をも公的に表明してはならないし、かかる事項について諮問も受けないことを審査官は宣誓しなければなら

---

は任期を2年程残し、1977年10月に死亡した。その後任としてジョクス (L. Joxe) が任命された。彼は前任者の任期を果し、次の任命期である1980年に再び審査官として任命される可能性はある。

(2) 憲法56条参照

(3) 各任命権者によって任命された3名の審査官の任期はそれぞれ3年 (パタン (M. Patin) シャトネイ (V. Chatenay), デレビヌヌ), 6年 (ノエル (L. Noël), パスツール・バレイイーラド (Pasteur Vallery-Radot), ル・コック・ド・ケルラン (C. Le Coq de Kerland)) そして9年 (ポンピドゥ (G. Pompidou), ミシャル・ペリィシエ (J. Michard-Pellissier), ジルペール・ジュール (Gilbert-Jules)) にわけられていた。R.D.C.C., 1958—1959年, pp. 38—39。したがって、ファボールのように、「構成を考慮する必要のある真の憲法院は、全ての構成員が9年の任期で任命されている1965年の構成である。」ともいえる。L. Favoreu, *op. cit.*, R.D.P., 1967年, p. 76。

(4) この点で、唯一あると考えられるのは市民権の享受ということであるが、かかる資格は一般公務員の雇傭の一般的条件であり、ほとんど審査官の資格として特別なものではない。

(5)  
ない。

つぎに、憲法院の審査官の職務が政府、国会および経済・社会評議会 (Conseil économique et social) の構成員の職務と両立しないこと<sup>(6)</sup>からこれらの不両立な職務にある人が審査官に任命される場合、一定の手続が必要となる。かかる場合、審査官に就任したくないものはその旨を審査官指名の公表後8日以内に表明しなければならぬ。この表明のないものは審査官の職務を選択したものとみなされる<sup>(7)</sup>。

以上のような全く形式的ながら、一定の手続をふむことによって、審査官に指名されたものは正式な憲法院の構成員となる。

他方、法上当然の審査官は元大統領であって、その身分は終身である。この種の審査官は今日までに3人をかぞえるが、現在の構成員のうちには一人も存在しない。

過去の元大統領でも、唯一コティ (R. Coty) を除いては、いずれも憲法院の実質的な構成員として継続的には活動してこなかった<sup>(9)</sup>。その一人であるオリオル (V. Auriol) は1960年5月25日付の憲法院長官宛の辞職通知書簡以来、1962年11月6日判決を除いて憲法院の審査に加わることをしなかった<sup>(10)</sup>。ド・ゴ

(5) 前示1958年11月7日オールドナンス3条参照、なお、このオールドナンスは1959年2月4日に一部改正された。改正前の3条の規定は宣誓義務を負うものを「憲法院の構成員」(les membres du conseil constitutionnel)としていたので、法上当然の審査官もこの義務に服するように読めた。これに対し、改正後のそれはこの義務を「任命審査官」(les membres nommés du c.c.)に限定し、さらに宣誓内容を若干拡大している。

(6) 憲法57条および上記オールドナンス4条1項を参照

(7) 上記オールドナンス4条2項参照

(8) 今日までのこの種の審査官は次の3名で、それぞれ次の期間審査官であった。コティ (R. Coty) : 1959年~1962年11月22日、オリオル (V. Auriol) : 1959年~1966年1月1日、ド・ゴール (C. de Gaulle) : 1969年4月~1970年11月9日

(9) 「1959年以来、法上当然の構成員による憲法院の作業への実際上の参加は異例であった。」とされる。G. Dupuis, J. Georgel, J. Moreau, Le Conseil Constitutionnel, Librairie Armand Colin, 1970年, p. 16.

(10) この判決については、樋口陽一「人民投票によって採択された法案の違憲審査」フランス判例百選・別冊ジュリスト25号13頁—15頁(1969年)、また、L. Favoreu, L. Philip, G.D.C.C., pp. 181—191を参照。

ール (C. de Gaulle) もまた大統領職を退いて以後、憲法院の活動には決して加わらなかつた<sup>(12)</sup>。したがって、コティが他界した1962年11月以来今日まで、形式的にはオリオルおよびド・ゴールという構成員が存在したにも拘らず、この法上当然の審査官は同院の実質的な活動には全く加わらなかつたと言いうる。

上述の2種の審査官のなかから、憲法院長官 (Président du conseil constitutionnel) が大統領によって任命される<sup>(13)</sup>。今日までの実際をみると長官は大統領が任命した審査官のうちから選任されるのが常であったし、現在もまたそうである<sup>(14)</sup>。

なお、彼がこの判決にのみ加わつたのは、その重要性もあるが、申し立て者であった元老院議長モネルヴィルの主張を支持するためといわれる。L. Favreau, L. Philip, *Le conseil constitutionnel, Que sais-je?*, 1978年, p. 14.

- (11) この書簡の発端は1960年初めに、ド・ゴールが国民議会議員による臨時会召集の要求を拒否したところにあつた。オリオルは過半数の国民議会議員の要求があつた場合、臨時会の召集は義務的と考え、臨時会召集のデクレに大統領が署名しないことは憲法29条に違反すると考えた。かかる違憲行為の審査のための憲法院の介入をオリオルは強く主張した(3月19日の書簡)。しかしながら、この主張もまた憲法61条の改正要求(4月7日の書簡)―自己付託の新設―も結局受け入れられず、5月25日の辞職通知書簡が憲法院長官に提出されるに至つた。これらの書簡は、*L'Année politique*, 1960年, pp. 645—647にある。

なお、ついでながら、このオリオルの行為はド・ゴールの逆鱗に触れたようで、ド・ゴールは公式にオリオルを憲法院から排除することを考えたといわれる。L. Noël, *De Gaulle et les débats de la V<sup>e</sup> République* (1958—1965), Plon, 1976年, pp. 124—125. R. Chiroux, *Libres propos sur le conseil constitutionnel: «Le spectre du gouvernement des juges?»*, *Revue politique et parlementaire* (以下, R.P.P., と略す), N°868, 1977年, p. 18.

- (12) ド・ゴールが憲法院の活動にかかわらないであろうことは予測されていた。G. Dupuis, J. Georgel, J. Moreau, *op. cit.*, p. 16 参照。
- (13) 憲法56条および前示1958年11月7日オールドナンス1条参照。かかる大統領の特権は憲法5条から当然とされる。C. Eisenman et L. Hamon, *La juridiction constitutionnelle en droit français* (1875—1961), *Verfassungsgerichtsbarkeit in der Gegenwart*, Max-Planck-Institut für Ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht, Carl Heymans Verlag KG Köln, 1962年, p. 258, 同様に L. Favreau, *op. cit.*, R.D.P. 1967年, P. 69. これに対し、カダールは、これは憲法院内の多数派の立場を強化する、と指摘する。J. Cadart, *Institutions politiques et droit constitutionnel*, L.G.D.J., 1975年, t.1, p. 161.
- (14) 歴代の長官名とその在職期間を挙げておくと、ノエル: 1959年—1965年、パレウスキ (G. Palewski): 1965年—1974年、フレイ (R. Frey) 1974年以後である。

長官の任期については法上何の定めもないのと、任命にあたっては任期が明示されていないこと<sup>(15)</sup>からそれは明らかではないが、今日までの実際に従うと、それは長官に任命された審査官自身の任期と同じと考えられているようである。また、任命権者である大統領が変わった場合に、長官の新たな任命が可能か否かについても明らかではない。かかる可能性は過去に2度あったが、いずれの場合にも新たな任命はなされなかった。

以上みてきたことから、憲法院の構成ならびに審査官の任命方法には若干の特徴ないしユニークな点がみられよう。それらには法上当然の審査官なるものの存在を認めたこと、審査官の任命権を大統領および両院の各議長にそれぞれ平等に配分したこと、審査官の3分の1ずつを3年ごとに新たに任命すること、そして審査官の人選・任命について各任命権者に全くの自由を与えかつ審査官になりうるものの資格について全く定められていないことが含まれよう。

既に指摘したように、法上当然の審査官が憲法院の活動に参加することに消極的であったことから、第1の点にかかわるものとして、法上当然の審査官の憲法院における役割を判断することは困難である。この困難性は憲法院の活動についての徹底した秘密主義によって増幅される。しかしながら、初代憲法院長官によると、<sup>(16)</sup>「コティは制度内で一定の影響力を行使した。」そうである。

第2の点、すなわち前述のような任命権者の配分を、制憲者は審査官の「<sup>(17)</sup>穏な選択と憲法院の威信の保障」また「<sup>(18)</sup>制度が可能な限り調和的に機能することを容易にする」ために採用したといわれる。そしてかかる方法について、フ

(15) 例えば、R.D.C.C. 1958—1959, p. 39 によれば、憲法院長官の任命である1959年2月20日決定

大統領は憲法56条……を参照し、M. ノエルは憲法院長官に任命される、と決定する。

1959年2月20日パリで

ド・ゴール

となっている。

(16) L. Noël, op. cit., p. 131. L. Favoreu, L. Philip, op. cit., Que sais-je? p. 14.

(17) L. Favoreu, op. cit., R.D.P. 1967年, p. 69.

(18) G. Dupuis, J. Georgel, J. Moreau, op. cit., p. 17.

ァポォルーとフィリップは次のような評価をくだしている。「実際、モネルヴィル (G. Monnerville) およびシャバンドルマス (J. Chaban-Delmas) の各議長によってなされた諸任命は……政治家層に異議を惹起してこなかった。したがって、結局のところ、この任命制度があらゆる批判から全くまぬがれていないとしても、充分調和のとれた任命制度が存在してきたように思われる。<sup>(19)</sup>」

この評価にもあるように、一定の批判が学説はもとより、議会においても提出されてきた。それらは1974年の憲法61条の改正の際に議会で特に論議されたこともあり、わが国にも既に大略紹介されている。したがってここでは、議会で論議された諸改革案が近い将来実現可能か否かについて、シルー (R. Chiroux) が、政治家の意識と憲法規範、なかんずく人権規定の曖昧性および不明確性を挙げて、否定的な見解を表明していることを指摘するにとどめる。<sup>(21)</sup>

第3の構成員の3分の1ずつが3年ごとに更新されるのは、あらゆる判決に要請されている継続性の確保を主眼としていることは明らかであるが、またこの方法は、議会多数の変化の場合に、支配的な傾向と憲法院の間の比較的すみやかな調和をもたらすものとして、リヴェロ (J. Rivero) はこれを高く評価している。<sup>(22)</sup>

(19) L. Favoreu, L. Philip, op. cit., Que sais-je? p. 15.

(20) 中村, 前掲「フランス憲法院の憲法裁判機関への進展」647頁—648頁, また和田, 前掲「フランス憲法院の改革1~3」特に法律時報 48巻10号 48頁—49頁参照。

(21) R. Chiroux, op. cit., R.P.P. pp. 29—30, 参照。

(22) J. Rivero, Décision du conseil constitutionnel, Actualité juridique. Droit administratif (以下 A.J.D.A., と略す), 1971年, Jurisprudence, p. 541, 彼は1971年7月16日判決をかかる例としてみたのであろう。この点で、リュシェールの、社会状況の変化から裁判権の強化と市民の権利と自由の保障がかつてよりより必要となり、これに対応して憲法院のいわゆる実質的合憲性のコントロールへの発展があるという指摘も注目されよう。F. Luchaire, Le conseil constitutionnel et la protection des droits et libertés du citoyen, Mélanges offerts à Marcel Waline, L.G.D.J., 1974年, p. 573.

また、継続性の存否については、詳細は別の機会にゆづらざるをえないが、リヴェロの1975年7月23日判決の評釈での次のような指摘は重要である。「本判決は一世紀以上の支配のあとに、法律の絶対的主権性の原則の廃棄を構成する静かなる革命を承認し、かつ堅固にしている。」 J. Rivero, Décision du conseil constitutionnel, A.J.D.A., Jurisprudence, 1976年, p. 46.



第4の審査官の人選・任命にあたっての任命権者の全面的自由と審査官の資格についての完全なる沈黙はユニークであると同時に大胆でもあるわけだが、前者については実際の任命を検討することが必要であるから後述するとして、後者については、最近、特に1974年の憲法院の活動の活発化に伴い、何らかの改革の要請がでてきている。フランク (C. Franck) は、実質的違憲審査および権限配分の判断には実定法への深い理解と法的技術の完全な修得が必要であることから、たとえ政治家でも審査官として確かな法学教育を受けることが不可欠であり、かかる要請が法律によるにせよ、慣習によるにせよ、実現されるべきである、と提唱している<sup>(23)</sup>。

## II 審査官の地位とその独立性

I でみたように、憲法院は2つの範疇の審査官、すなわち任命による審査官と法上当然の審査官からなるが、この2種の審査官はその職にある間いかなる権利を有し、いかなる義務に服し、またどのような身分保障をうけるのか。かかる法規定は審査官による違憲審査権の行使をはじめとする諸権限の行使の独立性と密接不可分であることから、きわめて重要な問題である。

まず、審査官は、その地位の重要性に鑑み、またその職務の独立性と権威を確保するために次のような種々の規制をうける。

先にも述べたように、審査官は政府・国会または経済社会評議会の構成員の職に同時につくことができない。また審査官として在任中には、審査官は新た

(23) C. Franck, Le nouveau régimes des saisines du conseil constitutionnel, Jurisclasseur. Periodique (以下 J.C.P. と略す), 1975年, Doctrine, 2678, 16. 同様に、ゴドゥメは、憲法院が「法の一般原理」との関係で法律の合憲性の審査を行うに至り、審査官はすぐれた法律家である必要があるとし、一彼は実際すぐれた法律家が憲法院を構成してきたと判断するのだが—そのために選任規定によって審査官の法的能力についてのより確実な保障をもたらすことを提唱している。P.-M. Gaudemet, L'aménagement de la taxation d'office face aux exigences de l'égalité devant la loi et de la procédure budgétaire, A. J. D.A., 1974年, Doctrine, pp. 245—246, また同旨のものとして, F. Luchaire, ibid., p. 573, もある。

に公職につくこともできない<sup>(1)</sup>。かかる兼職および就職の禁止は他の国家権力機関、特に立法部、行政部からの独立の保障に他ならない。

審査官は、上記の公職のみならず、政党または政治集団において責任あるないし指導的な地位を占めることも禁止されている<sup>(2)</sup>。このことにより、国家権力機関以外の政治勢力からの審査官の独立も確保される。

また、審査官は一定の作為および不作為義務を負う<sup>(3)</sup>。すなわち、審査官は公的、私的なあらゆる活動に関し公表される一切の文書のなかで、憲法院の審査官の資格が記載されることを放置してはならない<sup>(4)</sup>、憲法院の権限に属する事項について公的に見解を表明することまたは当該事項について諮問を受けることが審査官には禁じられている<sup>(5)</sup>。この後者に関し、大学の教授を兼任していた審査官、特にワリーヌ (M. Waline) のように憲法院の権限に属する事項と密接にかかわる公法を担当しているものは、その研究・教育活動において一定の制約をうけたといわれる<sup>(6)</sup>。

また、この点での義務違反をおかしたとして審査官シャトネ (P. Chatenet)

- 
- (1) 但し、任命前に既に就いていた公職に任命後も引き続き在職することは、その公職が兼職禁止の対象となっているものでなければむしろ可能である。この場合、唯一の規制は、選択的昇進 (promotion aux choix) の禁止である。前示1958年11月7日オールドナンス5条参照。
- (2) 憲法院の構成員の義務についての1959年11月13日デクレ (N°59—1292) 2条3項
- (3) ここで以下論ずる義務規定は、特に法上当然の審査官と任命されたそれを区別していないので、前者にも一般的には適用されると解されよう。しかし、彼らが重大な義務違反をおかしたとしても、職権による罷免という強制が彼らには課せられないことから、かかる義務はほとんど彼らには拘束性をもちえないと思われる。L. Favoreu, L. Philip, op. cit., Que sais-je? p. 11.
- (4) 前示1959年11月13日デクレ2条4項
- (5) 前示1958年11月7日オールドナンス7条2項および上記デクレ2条2項。この例外として、審査官が選挙に出馬した場合の言動が考えられる。但し、この場合、かかる審査官は休職中 (mise en congé) であるのが普通である。上記デクレ4条によつて、選挙運動中の休職は審査官の権利として認められている。
- (6) この点で、アイゼンマン、アモンはいちちやく、この種の禁止が非常に広く、たとえ一般的でしかも純粋に科学的な性格なものであって、憲法についての大変重要な多くの研究にも、この禁止は適用されることを指摘した。C. Eisenman, L. Hamon, op. cit., p. 259. 同旨のものとして、P. E. Goose, Die Normenkontrolle durch den französischen Conseil Constitutionnel, Dunker & Humblot,

は社会党および左翼急進派の国民議会議員によって1976年2月非難された。ドゥフェレ (G. Defferre) の名での憲法院長官宛の書簡によれば、彼が«<sup>(7)</sup>欧州独立の新宣言» (Nouveau manifeste pour l'indépendance de l'Europe) という文書に署名したことが、近い将来欧州共同体総会代表の選挙についての条約等を憲法院が審査する可能性があることから、1958年11月7日オールドナンス7条および1959年11月13日デクレ2条の義務違反である、とする。この書簡に対し、憲法院長官のフレイ (R. Frey) は、書簡を受けとった、という全く簡潔な返答を<sup>(8)</sup>ただけであった。ファボールとフィリップは、この件について、職権による罷免の適用は過度 (démessurée) であるとし、<sup>(9)</sup>関係事件についての忌避の手続を定めるほうが好ましい、としている。<sup>(10)</sup>

以上のような兼職等の禁止および特別な作為および不作為義務以外により一般的に、審査官は憲法院の職務の独立と権威を危くするような行動をとることまたはそのような行動をとる地位につくこと等を差し控えなければならない。<sup>(11)</sup>

兼職に関し付言すれば、上に挙げた以外の公的な職業および私的な職業と審査官の職務との兼職は許される。たとえば、かつて審査官であったワリーヌとリュシェール (F. Luchaire) は任命される以前と同じように、パリ大学で教鞭をとりつづけたし、<sup>(12)</sup>デュボワ (G. Dubois) は破毀院の判事でもあったし、

1973年, S. 61, および L. Favoreu, Philip, op. cit., Que sais-jé ?, p. 17 参照。また、モングルー (P. Montgroux) によれば、リュシェールおよびコスターフロレは審査官の間自制していたし、また現に自制している、ことになる。R. Chiroux et P. Montgroux, Le Conseil Constitutionnel, Annales de la faculté de droit et de science politique de Clermont, 1976年, p. 317.

(7) R. Chiroux et P. Montgroux, ibid., p. 313—314.

(8) 実際に、その年の末に欧州共同体総会代表の選挙に関する9月20日の理事会決議が大統領によって憲法院の審査に付された。詳細は野村敬造 前掲論文、金沢法学20巻1・2合併号25頁以下参照。なお、この判決にシャトネが加わらなかったという情報はきいていない。

(9) フレイの返答も R. Chiroux et P. Montgroux, op. cit., p. 315 にあるので参照。

(10) L. Favoreu, L. Philip, op. cit., Que sais-je ? p. 17.

(11) 前示1959年11月13日デクレ1条

(12) C. Franck, Les fonctions juridictionnelles du conseil constitutionnel et du conseil d'état dans l'ordre constitutionnel, L.G.D.J., 1974年, p. 71 注58, L. Favoreu, L. Philip, op. cit., Que sais-je ? p. 17.

シュノ (B. Chenot) はコンセイユ・デタの 評定官でもあった<sup>(13)</sup>。また、現審査官であるコスターフロレ (P. Coste-Floret) はモンペリエ第 I 大学の学長に昨年から就任したようであるし、彼はまた1971年以来ラマルーレバン [Lama-lou-les-Bains) というコミューンの長 (maire) でもある。同様に、1977年に任命されたペレッティ (A. Peretti) もヌイリィーシュルセーズ (Neuilly-sur-Seine) というコミューンの長である<sup>(14)</sup>。これらの兼職者である審査官に対する唯一の特別措置は、彼らの俸給が非兼職の審査官の半分であるということである<sup>(15)</sup>。

つぎに、審査官の地位および職権行使の独立にとって最も緊要な身分保障にふれよう。当然のことながら、審査官は一度任命されると、その意に反していかなる機関によっても罷免されることはないと考えられる。但し、次の4つの場合には審査官は憲法院自身の決定によって失職せしめられる。すなわち、審査官が前示兼職禁止規定に抵触した場合、審査官が市民権 (droits civils et politiques) の享受を失った場合<sup>(16)</sup>、その職務を行うことが身体的に不可能となった場合<sup>(17)</sup>、そして最後に審査官として前述の一般的ないし特別な義務違反があった場合<sup>(18)</sup>の4つである。この4つの事由に審査官の免職は限定されると解される<sup>(19)</sup>。ただし、審査官の身分保障はその独立にとって不可欠であるからである<sup>(20)</sup>。今日までの実際には未だ憲法院による罷免決定はみられない。したがって、上記免職事由についての具体的な憲法院の判断もないわけである。

(13) L. Favoreu, L. Philip, *ibid.*, Que sais-je? p. 16.

(14) 末尾の一覧表を参照。

(15) 前示1958年11月7日オールドナンス6条。

(16) この罷免決定の仕方については法上必ずしも明らかではない。1959年11月13日デクレ6条は、このデクレ1条および2条の義務違反の場合に、「法上当然の構成員を含む構成員の単純多数において、憲法院は秘密投票で判断する。」と定めている。このやり方が全ての罷免に適用されるか否かについては法上定めがないからである。フランクは全ての罷免にかかる手続が適用されると解しているようである。

C. Franck, *op. cit.*, L.G.D.J., p. 69.

(17) この二つの事由は前示1958年11月7日オールドナンス10条。

(18) 上記オールドナンス11条。

(19) 前示1959年11月13日デクレ1条、2条および5条。

(20) C. Franck, *op. cit.*, L.G.D.J., p. 68.

しかしながら、任期途中で死亡した審査官を除いても、過去に3人の審査官がその任期を満たさずして職をはなれている。首相となったポンピドゥー (G. Pompidou)、大臣に任命されたシェノ、そして国民議会議員となったミシュレ (E. Michelet) の3人である。いずれも前示兼職禁止規定からの辞職であることは明らかである。なお、かかる辞職は任意で、憲法院へ書簡を提出することによってなされる<sup>(21)</sup>。このような明示の兼職禁止規定との明白な抵触の場合には職権による罷免はありえないであろう。結局、罷免について将来問題になるとすれば、それは第4の事由であろう。

上記のような免職事由の限定ならびに他の機関による不可罷免の原則に、審査官の再任の禁止および経済的保障が加えられる<sup>(22)</sup>。けだし、前者によってその任命した機関からの影響を審査官は避けられるし、後者はそもそも審査官の独立の前提であるからである。

さらに、憲法院の機関としての独立についてもふれる必要がある。前述の罷免についての自己決定も機関としての憲法院の独立の一つであるが、その他にも重要なものがある。憲法院の組織と運営は組織法 (loi organique) によって定められると憲法63条は規定している。また、憲法61条は組織法の合憲性の審査を義務的に憲法院が行うことを定めている。したがって、憲法院は自己の組織と運営についての法律に対して事実上拒否権をもちうるわけである。また、審査官に課せられる義務は憲法院の提案に基づき、閣議で定立されたデクレによって定められる<sup>(23)</sup>。さらに、憲法院は内部規律の定立および必要な人員の採用を通じて、行政的役務を自由に組織し、かつ支出の支払命令権などによって一

(21) 前示1958年11月7日オールドナンス9条、但し先に挙げたオリオルの例からもわかるように法上当然の審査官の正式の辞職は不可能と考えられる。同様に、法上当然の審査官の罷免ということも考えがたいであろう。

(22) 上記1958年11月7日オールドナンス6条によれば、審査官の俸給は、一般職に属する職以外の公務員の上級二範疇に与えられるものと等しいとされる。ワリーヌは、彼が審査官当時書いた論文で、俸給が充分であって、しかも異常な程高くないと書いている。M. Waline, *The constitutional council of the French Republic*, *The american journal of comparative law*, 1963年, vol. 12, p. 487.

(23) 上記1958年11月7日オールドナンス7条1項

定の財政的自立を有する。<sup>(24)</sup>

以上から、審査官の地位およびその身分保障、さらにそれと密接にかかわる機関としての憲法院の独立についての法規定ならびにこれまでの実際は明らかと思う。そして一度任命されて以後の審査官の独立、特に政治権力からの独立はきわめて手厚く保障されていると言えよう。フランクも、彼の博士論文でコンセイユ・デタの評定官 (conseiller) の地位と憲法院の審査官のそれとを詳細に比較検討したうえで、次のような結論をくだしている。すなわち、「フランス憲法院の構成員の身分規程によれば、結局、彼らの政治権力に対する独立性は、少なくともコンセイユ・デタの構成員のそれと同じように保障されている。」<sup>(25)</sup>

しかし、完全無欠というわけではむろんない。今後検討されるべき問題はある。一つは、憲法院の審査官にはその職務の行使について免責特権が認められていないことであり、二つは、政治権力ではなく、私的部門による影響からの審査官の独立の確保が不充分であることである。特に後者については、その重要性をファヴォールはかつて指摘しながらも、60年代後半という時点でもあり、ほとんどその問題は無視されていた。しかし、今日、とりわけ1971年判決以後も同様に無視しえるとは思えない。

ただ、この問題は兼職禁止規定の整備と密接不可分である。またかかる整備は審査官の人員確保ということおよび現在のゆるやかな兼職禁止の利点、つまり審査官の実生活とのコンタクトの確保とも関連するので、これは大変厄介な問題である。結局、シルールの言葉をかりるならば、「憲法院を《隠退院》(cour de retraités) にすることなしに、しかもいろいろな国家活動にできるだ

(24) 憲法院の一般事務組織についての1959年11月13日デクレ (Mo. 59—1293) 参照。

(25) C. Franck, op. cit., L.G.D.J., p. 69, 同様の指摘として, L. Favoreu, op. cit., R.D.P., 1967年, p. 73.

(26) L. Favoreu, ibid., p. 67. それによれば、「独立の問題は、コントロールが個々人のためにも役割を果しうる時は、私的利益に対しても同じように考えられなければならない。フランスにおいて、注意をひくのは、唯一行政権・立法権に対する憲法院の状況である。」

け憲法院の構成員を参加させることを許容しながら、憲法院の尊厳をいかに確保するか。<sup>(27)</sup>ということになるろう。この点の今後の動向に注目したい。

### III 審査官の任命の実際

審査官の任命は、例外的なものを別にすれば、1959年2月20日の最初の任命から1977年2月22日のそれまで7回を数えるに至っている。例外的任命というのは、前にもふれたように、3人の審査官が任期満了前に途中退職しているので、それぞれについての3回、また任期満了前に死亡した審査官が2名<sup>(1)</sup>いるので、それぞれについての2回の合計5回の任命をさす。これらの任命においてどのような人が実際に審査官の職を占めてきたのか、そして現在どのような人によって憲法院が構成されているのかはきわめて興味ある問題である。そこで、各任命権者ごとに任命された審査官の氏名、年令およびその主たる前歴を一覧表にして末尾に掲げておく。

審査官の任命そしてそれに基づく憲法院の構成は、特にその当初においては、種々の批判の対象であったし、今日においても、それらの批判は若干弱まったとはいえ、依然根強く存在していることは否めないところであろう。また、憲法院の裁判機関性を否定する説はこの点にその主要な根拠を置いてもいる。以下これらの諸批判を考慮に入れながら、憲法院の変遷と今日の実態を明らかにしよう。

#### (1) 年令

レイノ (P. Reynaud) が憲法院の<sup>(2)</sup>《隠退院》化を恐れたことはよく知られているが、実際に憲法院の審査官の高令化は強い批判の対象であった。

1959年以來の7回の通常の任命時における審査官9名の各平均年令をみると、次のようになる。

1959年—64.8才

(27) R. Chiroux, op. cit., R.P.P., 1977年, p. 28

(1) デレピーヌとレイの二人である。

(2) レイノが憲法制定諮問委員会 (Comité consultatif constitutionnel) で指摘したこと。C. Franck, op. cit., L.G.D.J., p. 65 による。

1962年—65.3才

1965年—64.0才

1968年—63.7才

1971年—63.0才

1974年—65.7才

1977年—69.8才

デュベルジュ (M. Duverger) が指摘する<sup>(3)</sup> ように、65年以後は若干若返りの傾向を示しはしたが、最近の二度の任命時である74年と77年とあいついで高令記録をぬりかえている。このことは70才代の審査官の数をみでみるとさらに鮮明になる。すなわち、65年から74年まではその数がそれぞれ2名であるのに対し、77年には倍の4名<sup>(4)</sup>になる。このように、最も新しい任命時には平均年齢がほとんど70才をマークし、まさに高令化の頂点に達している。したがって、ファヴォールが「当初の憲法院の高令化に対する批判が憲法院の若返りに貢献してきた<sup>(5)</sup>。」と1967年の論文で述べたことは、ここで明らかに裏切られたわけである。彼は、かかる経緯をふまえ、ごく最近の著書では若返りが曖昧になりつつあることを認めたくえで、1974年以後の憲法院の作業の重労働化をも考慮し、ごく最近の傾向に遺憾の意を表明している<sup>(6)</sup>。

それはともかく、上に挙げた平均年齢の変遷から、59年より74年までの数字がそれほど大きく変化していないことは明らかである。そしてその限りにおいては、ファヴォールが、アメリカ、ドイツおよびイタリアなどとの比較研究から、憲法院の審査官の年齢の高さはそれほど著しいものではない、<sup>(7)</sup>としている

(3) 彼は次のように記している。「その後、特に1965年以後になされた諸任命はこの状況(審査官の高令化)を少し変えてきた。」M. Duverger, *op. cit.*, p. 343.

(4) 一覧表から明らかのように、ゴゲル (F. Goguel), レイ, グロ (L. Gros) そしてモネルヴィルの4人である。

(5) L. Favoreu, *op. cit.*, R.D.P., 1967年 pp. 74—76.

(6) L. Favoreu, L. Philip, *op. cit.*, *Que sais-je?* p. 22.

(7) ファヴォールの論文によれば、1965年の時点での平均年齢は、イタリア憲法裁判所が64.9才、ドイツ連邦憲法裁判所が60才、そしてアメリカの連邦最高裁判所が62.7才である。L. Favoreu, *op. cit.*, R.D.P., 1967年, pp. 76—77. フランクもファヴォールに同意する。C. Franck, *op. cit.*, L.G.D.J., pp. 64—65. 同様に、プレ



ことに同意せざるをえないであろう。

しかし、この指摘が最も新しい77年の任命にまであたるかは疑問であろう。特にレイの昨年の死去に伴う、<sup>(8)</sup>ジョクスの任命を考えると、78年の時点で平均年齢71.3才となる。かかる高令化は、先にもふれたように、最近の憲法院の活動の活発化に伴う審査官の作業の重労働化という要素も加わり、再び批判の対象としてクローズアップされるのではないだろうか。

## (2) 法技術的能力

審査官の法技術的能力の欠除にも批判が向けられてきた。デュベルジェは憲法院の最初の構成をみて、「いかなる構成員も憲法事項についての特別な能力<sup>(9)</sup>をもっていない。」と批判する。

ところで、今日までに31名の審査官が既にその職に就任してきたし、うち9名は現在その職にあるわけであるが、これらの審査官を彼らが以前占めていた主たる職業、すなわち、法学の大学教授、弁護士、コンセイユ・デタのメンバー、破毀院の裁判官および政治家（大臣、議員および外交官）において整理すると次のようになる。法学の大学教授は4名<sup>(10)</sup>、弁護士は5名<sup>(11)</sup>、コンセイユ・デ

---

ロ、ブールウイの教科書によれば、「高い平均年齢という非難は無視されよう。というのは、アメリカの連邦最高裁判所ないしドイツ、イタリアの裁判機関が問題であるその他の憲法裁判所の平均年齢と比較して、結局、フランスの平均年齢の高さはきわだっていないからである。」M. Prélot et J. Boulouis, *Institutions politiques et droit constitutionnel*, 6<sup>e</sup> éd., Dalloz, 1972年, p. 872.

- (8) ファボールとフィリップは、1975年に、数年以前から憲法院を「隠退院」と批判する人も、年齢についての批判もほとんどなくなった、と指摘した。L. Favoreu et L. Philip, *Chronique constitutionnelle et parlementaire française*, R.D.P., 1975年, pp. 168—169, しかし最近の R.D.P. でファボールは、レイの死亡に伴うジョクスの任命は、「憲法院 (Haute Juridiction) の作業が重くなっている時に、憲法院の平均年齢の上昇を強調せしめた。」と指摘している。L. Favoreu, *Chronique constitutionnelle française*, R.D.P. 1978年, p. 803.
- (9) M. Duverger, *op. cit.*, p. 343. 同様に、バタイエも「憲法院は一原則として一職業法律家から構成されないし、法規律に慣れた人でも構成されない。」とする。F. Batailler, *Le conseil d'état juge constitutionnel*, L.G.D.J., 1966年 pp. 33—34.
- (10) カサン、ワリーヌ、リュシュール、そしてコストーフロレの4名である。
- (11) ミシャルペリシエ、ル・コック・ド・ケルラン、ジルベールジュール、モネルヴィル、そしてドロの5名である。

タのメンバーは7名<sup>(12)</sup>、破毀院の裁判官は2名<sup>(13)</sup>、そして政治家が9名<sup>(14)</sup>である。その他に、政治学の教授1名、および法律コンサルタントが1名、そして医者<sup>(15)</sup>と技師が各1名である。これらの職業を法律に密接に関係あるもの、すなわち、法学の大学教授、弁護士、コンセイユ・デタのメンバー、破毀院の裁判官、政治学の教授そして法律コンサルタントとそれ以外の職業にグループ分けすると、前者に属するものが20名で、後者が11名ということになる。したがって、全体の約65%にあたる審査官が法律に密接に関係する職業についていたといえる。個別的に各審査官の法技術的能力を知ることは不可能であるが、上記の数字から、少なくとも、審査官の法技術的能力に関する批判には誇張があるというプレロ、ブールゥイ (M. Prélot, J. Boulouis) の指摘<sup>(16)</sup>は正当のように思われる。

逆に、とにかく過去に国会のメンバーであったもの、大臣であったものそして外交官であったものの数をみてみると、それは18名になる。この数にはポンピドゥーも入れるべきであるから、そうすると19名となり、全体の約61%がいわば政治家としての経歴をもっていることになる。たしかに、この数字は先にみた法律に密接に関係する職業にあったものの全審査官に対する比率と拮抗している。しかしながら、ほとんど政治家としての経歴のみをもつものの数は19名中8名を数えるだけである。したがって、ファヴォールの言葉をかりれば、「政治的選択が技術的能力を犠牲にしてなされているとは必ずしも認められない<sup>(17)</sup>。」といえる。

それでは、このように法律と密接に関係した職業につくことのなかった人を審査官に任命することはどのように考えられるのか。プレロは、審査官にとつ

(12) ノエル、ポンピドゥ、デレピース、シェノ、デジャン (A. Deschamps)、シャトネ、そしてセガラ (A. Ségalat) の7名である。

(13) バタンとデュボワ (G-L. Dubois) の2名である。

(14) シャトネイ、ミジュレ、パウルスキイ、サントニイ (J. Sainteny)、レイ、ブリエ (R. Brouillet)、ベレティ、ジョクスの9名である。

(15) 政治学の教授はゴゲル、法律コンサルタントはモネ (H. Monnet)、そして医者<sup>(15)</sup>はパスツール・バレイリーラドそして技師はアントニイニ (J. Antonini) である。

(16) M, Prélot et J. Boulouis, op. cit., p. 873.

(17) L. Favoreu, op. cit., R.D.P., 1967年, p. 86.

て広い意味での政治的経験も有用である、とするし、フランクは、非法律家の審査官は同質的な団体によくみられる動脈硬化を阻止する<sup>(18)</sup>、と指摘する。憲法がすぐれて、政治的な法であることは周知の事実である。したがって、憲法院は、その違憲審査権の行使を通じて、好むと好まざるにかかわらず、大なり小なりの政治問題と直面せざるをえないわけである。こう考えるなら、非法律家を全面的に憲法院のメンバーから排除する必要はないし、またそうすることは得策でもないように思われる。

したがって、上にみてきたような種々の職業を占めてきた人が憲法院内でのような配分にあることが望ましいか、という問題が惹起されよう。この点に関し、ファヴォールおよびフィリップは1962年と1971年の任命時、したがって1968年から1974年の任命前までの配分がよかった<sup>(19)</sup>、とする。すなわち、3名の大学教授、1名のコンセイユ・デタの評定官、1名の破毀院裁判官そして4名の元議員ないし元大臣の配分である。

この点から考えると、1965年以来常に3名ずついた大学教授の数が1974年以来2名に減ってきたこと、また破毀院裁判官が1977年には1人もいなくなったことに注意する必要がある。また、たとえ政治家であっても、確かな法学教育を受けたものが望ましいことは当然である。

### (3) 任命の党派性

先に述べたように、審査官を任命するものは、その人選にあたって、実質的にも形式的にもいかなる制約もうけない。したがって、任命権者はどのような人でも自由に任命しうるわけである。カダール (J. Cadart) は、かかる任命制度は「憲法院の政治的独立にとって大変危険である<sup>(20)</sup>」とする。具体的には、大統領と国民議会議長を任命する審査官はそのほとんどが常に政府に好意的な人物であろうから、憲法院の3分の2の多数の審査官が常に政府、議会多数派に近い位置にあるという危険を指摘する。

(18) M. Prélot et J. Boulouis, op. cit., p. 873. C. Franck, op. cit., L.G.D.J. pp. 63—64.

(19) L. Favoreu, L. Philip, op. cit., Que sais-je? p. 23.

(20) J. Cadart, op. cit., t. 1, p. 161 同旨 M. Duverger, op. cit., t. 2, p. 343.

このような、いわば「政治的交遊」(camaraderie politique)による任命の存否について検討するためには、実際の任命を政党を軸にしてみる必要がある。

後掲の一覧表から一見して明らかなように、大統領および国民議会議長によって任命された審査官のうちで、議員の経歴をもつものほとんどは、フランス人民同盟 (R. P. F.)、新共和国連合 (U. N. R.)、共和国民主連合 (U. D. R.) そして共和国同盟 (R. P. R.) の諸政党に属していたものである。さらに、ド・ゴールの後継者であるポンピドゥー、ド・ゴール内閣の大臣であったシェノ、同内閣の官房長官 (directeur) であったブルーエ、ド・ゴールの演説の最終校閲者であったゴゲル、そしてドゥブレ内閣の大臣であったシャトネを加えると、ほとんど全ての審査官がド・ゴール派の人ということになる。これに対し、元老院議長の任命した審査官のうちで、議員の経歴をもつものは、民主中道派 (C. D.)、左翼急進派 (M. R. G.) とか独立共和派 (R. I.) という、いわばド・ゴール派ではない人である。したがって、「ド・ゴールおよびポンピドゥーの两大統領はゴーリストを任命してきたし、モネルヴィルとポエルは急進派<sup>(21)</sup>ないし中道派を任命してきた」といえるし、シャバンデルマスはともかく、ペレッティおよびフォールもゴーリストを任命してきたといえよう。

このように、任命権者とその人によって任命された審査官の間に一定の政党的連関がみられることは否定しえないであろう。この点から若干の任命制度改革案が提出されるのだが、それらによって確実に上にみたような連関がたちきれるのだろうか。それとも、フランクのように、あらゆる憲法裁判所の構成員の任命方法は政治化をまぬがれていないと考え、現制度が理想的なものからそれ程遠くはなれていないと評価する<sup>(22)</sup>のか。

かかる問題を判断するには、任命時の政党的連関の党派性がその後の憲法院の活動のなかにそのままもちこまれ、前述の手厚い審査官の独立の保障にも拘らず、判決が政府・議会多数派に従属するような仕方になされてきたかを厳密

(21) L. Favoreu, L. Philip, op. cit., Que sais-je? p. 24,

(22) C. Franck, op. cit., L.G.D.J., p. 59,

に検討する必要がある。この課題は本稿の範囲外であるから、詳細は別の機会にまわさざるをえないが、リヴェロが、1971年の判決以来繰り返し主張し、比較的最近の論文での次の見解は重要である。すなわち、「そこから(任命方法)制定時以来しばしば表明されてきた多数派への憲法院の従順さを確実なものとする政治的選任の恐れが生ずる。かかる悲観的な予測は事件によって打ち消されてきた。憲法院は、慎重にしかも力強く、権力に対する自己の独立を確立してきた。したがって、その裁判所の性格は……今は決して争われない。」<sup>(23)</sup>

おわりに

これまでの叙述から、憲法院の人的構成、審査官の任命方法、審査官の地位およびその独立性、そして今日までにどのような人々が審査官として憲法院を構成してき、また現在いかなる人によって憲法院が構成されているかという実際、さらにそれらをめぐる諸問題が不十分ながら明らかになったと思う。ここでは、今後の憲法院の構成を考える素材として、若干の重複はあるが、ごく最近の審査官の任命において注目すべき点を挙げ、本稿をとじることにしよう。

まず、審査官の高令化という最近の傾向が挙げられる。これについては既に論じた。

つぎに、法学の大学教授の任命がここ2回の任命においてみられないことである。公法ないし政治学関係の大学教授が、その能力面から、審査官として最も適当な職業の一つと考えられるにも拘らず、かかる任命が71年のコストーフレロならびにゴゲルのそれ以来みられないわけである。なるほど、74年の任

(23) J. Rivero, *Les garanties constitutionnelles des droits de l'homme en droit français*, *Revue [internationale de droit comparé]*, 1977年, p.19. 彼は、1971年7月16日の判決の評釈では、憲法院は本判決で行政および議会多数に対して独立であることの明白な証拠を提供した、とし、実はそれ以前の判例の綿密なる検討によってもこの独立の証明はできた、とも指摘している。J. Rivero, *op. cit.*, A.J.D.A., 1971年, *Jurisprudence*, p.529, 同様に、J. Rivero, *Les libertés publiques*, P.U.F., 1973年, t.1, p.210. 彼は、また、憲法院が憲法裁判のうちで比較的早く無視しえない地位を確立したのは歴史の速い展開 (accélération) も力あった、とも指摘している。J. Rivero, *Décision du conseil constitutionnel*, A.J.D.A., 1976年, *Jurisprudence*, p.47.

命時に候補者としてブレロがいわば下馬評にあがっていたようである。<sup>(1)</sup>しかし、彼の急逝により結局モネルヴィルが任命された。ここに1つの不運なアクシデントをみることはできるが、それによって実態が何ら変わるわけでないことも明瞭である。この点で、特に、次の任命時である1980年の任命は——その時点でコストフロレとゴゲルは任期満了となり、憲法院を去るので——注目に値する。

さらに、モネルヴィル、グロそしてペレティの任命に注意する必要がある。モネルヴィルとペレティは、いずれも彼らの任命者、すなわちポエル(A. Phoer)およびフォール(E. Faure)の前任者であった。そしてグロはポエルが議長時に副議長をつとめていた。このような関係の任命が全くの偶然で生じたのか、あるいは何か他の理由があっただろうかとは全然知る手立をもたない。確かに、<sup>(2)</sup>ファヴォルールの指摘するように、元首とともに両院の各議長はそれぞれ憲法保障者としての一定の役割の担手であるから、彼らは、通常の議員ないし大臣の経験のみをもつものに比べれば、審査官としてより適切なものと考えられよう。しかし、このような任命が慣例化することによって、憲法院の、文字通りの「隠退院」化の恐れもないわけではない。この点でも、今後の審査官の任命に注目したい。

最後に、ペレティの任命にみられた批判を挙げておこう。彼は、前述のように人口3万以上のヌイリィーシュルーサーヌというコミューンの長でもある。そこでの彼の党派的活動と審査官の職との両立性が問われた。それは、「例えば、左翼の共同政府綱領を批判した後に、国有化の法律の合憲性を審査することになった彼に、いかなる道義的権威が与えられるか」<sup>(3)</sup>という疑問となる。かかる問題は、まさに既述の兼職禁止規定の整備という厄介な問題および一定の事件についての特定の審査官の忌避の手續の整備という問題へと進もう。そしてこれらの問題は近い将来必ずや解決を余儀なくされよう。

(1) L. Favoreu, L. Philip, op. cit., R.D.P., 1975年, p.168.

(2) L. Favoreu, op. cit., R.D.P., 1967年, p.69.

(3) P. Avril et J. Gicquel, Chronique constitutionnelle française, Pouvoirs, No.2, 1977年, p.178.

生年	前 歴	国民議会議長	生年	前 歴	元老院議長	生年	前 歴		
一九五九	C. de Gaulle	J. Chaban Delmas V. Chatenay Pasteur Vallery Radot J. Michard Pellissier	1886 (73) 1886 (73) 1909 (50)	法学士、実業家 国民議会議員(U.N.R) 医者 弁護士 国民議会議員	G. Monnerville	1883 (76) (72) 1887 (72) 1903 (56)	法博 C.E.の副院長 法博 弁護士 法学士、弁護士 大臣、元老院議員		
	M. Patin				1895 (64)			破綻院院長	M. Delépine (1960 5死去)
	L. Noël (長官)				1888 (71)			法博 C.E.の評定官 国民議会議員(R.P.F)	R. Cassin C. Le Coq de Kerland
	G. Pompidou (1962. 4 辞職)				1911 (48)			C.E.調査官 内閣官房長官	Gilbert-Jules
一九六二	C. de Gaulle	J. Chaban Delmas E. Michelet Pasteur Vallery Radot J. Michard Pellissier	1899 (63) (76) (53)	大臣 国民議会議員(U.D.R) 元老院議員(U.N.R)  大臣 国民議会議員(U.N.R)	G. Monnerville	1887 (75)  (75) (59)	法博 大学教授 C.E.副院長  法博 大学教授 C.E.副院長		
	M. Waline				1900 (62)			大学教授、法博	R. Cassin
	G. Pompidou				1909 (51)				
	B. Chenot (1962 4 25任命) (1964 辞職)				1909 (53)			バリ政治学院教授 法学士、C.E.の評定官、大臣	C. Le Coq de Kerland
	A. Deschamps (1964 8 27任命)				1895 (67)			C.E.の評定官	Gilbert-Jules
	L. Noël(長官)				1895 (74)				
一九六五	C. de Gaulle	J. Chaban Delmas H. Monnet E. Michelet J. Antonini J. Michard Pellissier	1896 (69) (66) 1903 (62) (56)	法学士 元老院議員 法律コンサルタント 法学士-技師 フランス国鉄道総裁	G. Monnerville	1919 (46)  (78) (62)	大学教授   法博 大学教授 国民議会議員(C.D) コミュニケーションの長		
	G. Palewski (長官)				1901 (64)			国民議会議員(R.P.F) 国民議会議長 大臣 大使	F. Luchaire
	M. Waline				(65)				R. Cassin
	A. Deschamps				(70)				Gilbert-Jules
一九六八	C. de Gaulle	J. Chaban Delmas P. Chatenet J. Antonini H. Monnet	1817 (51) (65) (72)	法学士 C.E.評定官(63-70) 大臣 大臣	G. Monnerville	1909 (59)  (81) (49)	法博 破綻院裁判官  法博 破綻院裁判官		
	J. Sainteny				1907 (61)			海外領土総督 国民議会議員(U.N.R) 大臣	G.-I. Dubois
	M. Waline				(68)				R. Cassin
	G. Palewski				(67)				F. Luchaire
一九七一	G. Pompidou	A. Peretti H. Rey H. Monnet P. Chatenet	1903 (68) (75) (54)	国民議会議員(U.N.R) 大臣 大臣	A. Poher	1911 (60) (52) (62)	大学教授 国民議会議員(C.D) コミュニケーションの長  法博 弁護士 元老院議員(R.A.D) (M.R.G)		
	F. Goguel				1909 (65)			法博 元老院事務総長 バリ政治学院教授	P. Coste-Floret
	G. Palewski				(70)				F. Luchaire
	J. Sainteny				(64)				G.I. Dubois
一九七四	G. Pompidou	E. Faure R. Brouillet H. Rey P. Chatenet	1909 (65) (71) (57)	外交官 内閣官房長官 大臣	A. Poher	1897 (77) (63) (65)	法博 弁護士 元老院議員(R.A.D) (M.R.G)		
	R. Frey (長官)				1913 (61)			国民議会議員(U.N.R) 大臣	G. Monnerville
	F. Goguel				(68)				P. Coste-Floret
	J. Sainteny				(67)				G.-I. Dubois
一九七七	V. Giscard d'Estaing	E. Faure A. Peretti H. Rey (1977 10死去) L. Joxe (1977 10 22任命) R. Brouillet	1911 (66) (74) 1901 (76) (68)	法学士 コミュニケーションの長 国民議会議員(U.N.R) (R.F.R) 外交官 大臣 国民議会議員(U.D.R)	A. Poher	1902 (75)  (80) (66)	法学士、弁護士 元老院議員(R.D) 元老院副議長  法博 弁護士 元老院議員(R.D) 元老院副議長		
	A. Ségalat				1910 (67)			法博 C.E.の評定官	I. Gros
	F. Goguel				(71)				G. Monnerville
	R. Frey				(64)				P. Coste-Floret

(1) 本表作成にあたって参考にした文献は以下のものである。

- R. D. C. C. 1958-1959, pp. 38-39; 1960, p. 9; 1962, pp. 9-10; 1964, p. 17; 1965, pp. 9-10; 1968, p. 9; 1971, pp. 9-11; 1974, pp. 11-12; なお, 1977年の R. D. C. C. は未入手のため, 1977年の任命については, Journal officiel de la République Française, Lois et décrets, 1977年 2月23日 p. 1036 および同年10月26日 p. 5222 を参照した。
- L. Favoreu, op. cit., R. D. P. 1967年, pp. 73-88。
- G. Dupuis, J. Georgel, J. Moreau, op. cit., p. 21, p. 27。
- M. Prélôt, op. cit., 5<sup>e</sup> éd., pp. 854-855。
- D-G. Lavroff, Le système politique français, Dalloz, 1975年, pp 404-405。
- L. Favoreu, L. Philip, G. D. C. C., Sirey, 1975年, pp. 402-403。
- L. Favoreu, L. Philip, op. cit., R. D. P., 1975年, pp. 168-169。
- P-M. Dioudonnat et S. Bragadir, Dictionnaire des 10000 dirigeants politiques français, 1<sup>re</sup> éd., Sedopols, 1977年。
- Who's who in France 1977-1978 13<sup>e</sup> éd., Éditions J. Lafitte。
- P. Avril et J. Gicquel, op. cit., Pouvoire, N°2, 1977年, pp. 177-178。
- L. Favoreu, op. cit., R. D. P., 1978年, p. 803。
- L. Favoreu, L. Philip, op. cit., Que sais-je? 1978年, pp. 12-13。
- P. Avril et J. Gicquel, op. cit., Pouvoire, N°4, 1978年, pp. 181-183。

(2) 本表における年齢(生年の下のカッコ内の数字)は, 各年度の12月末日を基準にして計算をした。例えば, 1977年に大統領によって任命されたセガラは 1910年8月10日生れであるから, 1977年2月22日の任命時には未だ67才ではないわけだが, 67才とした。

(3) 略語はそれぞれ, C・E=conseil d'état, R. P. F=Rassemblement du Peuple Français, U. N. R=Union pour la Nouvelle République, U. D. R =Union des Démocrates pour la République, C. D=Centre Démocrate, R. A. D=Parti Républicain Radical et Radical-Socialiste, M. R. G.=Mouvement des Redicaux de Gauche, R. P. R=Rassemblement pour la République, R. I=Républicains Indépendents である。